

2024 年期（第 14 期）監査報告書

Audit Report 2024

2025 年 2 月 14 日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会
(法人番号 6010705001617)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条および本法人の定款第25条に基づき、2024 年期（第 14 期）の事業報告、計算書類（貸借対照表、正味財産計算書、損益計算書）、これらの附属明細書、事業計画、収支予算、理事ならびに代表理事の職務執行について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1、監査方法

理事会その他の重要な会議に出席するとともに、理事会が電磁的方法による承認決議や情報共有に利用しているグループウェアならびにメーリングリストに理事と同等の閲覧・利用権限をもって参加し、理事間の協議・審議や支部と本部とのやりとりを把握し、随時必要な説明を求めました。出席できなかった理事会については、議事録により内容を確認し、必要に応じて説明を求め、適切性を確認しました。職務の執行状況等についても同様の手段を用いて定期的に報告を受けました。重要な決裁文書及び報告書はグループウェアの承認決裁機能等を用いて閲覧し、理事等が決裁したものを監事として確認し、適切なものに承認の決裁を下しました。会計帳簿、会計書類、その他の重要な文書を閲覧し、顧問税理士とのやりとりやその見解については代表に報告と説明を求めました。

2、監査結果

(1) 事業報告について

2024 年 期 には、本 法 人 定 款 第 3 条 に あ る 事 業 目 的 に 沿 っ て 実 施 さ れ て い ま す。今 期、対 面 と オ ン ラ イ ン で 交 流 会 が 開 催 さ れ ま し た。北 海 道 支 部 で は 開 催 が な く、北 陸 支 部 で は 開 催 を 企 画 し た も の の 催 行 最 少 人 数 を 割 り 込 ん だ た め に 中 止 と な り ま し た。こ れ ら 地 域 の 当 事 者 も 交 流 機 会 を 持 て る よ う、工 夫 を 求 め ま す。一 方 で、交 流 会 開 催 回 数 が 前 期 よ り 増 加 し て い る こ と を 評 価 し ま す。東 海 支 部 で は 定 期 的 な 開 催 が 見 込 め る よ う に な っ た こ と も 大 き な 改 善 で す。

2024 年 期 に 行 っ た 活 動 内 容 は、性 同 一 性 障 害 当 事 者 や そ の 理 解 者 な ど を 支 え 励 ま し 得 る よ う な、公 益 性 の 高 さ を 持 ち 合 わ せ て い た こ と を 認 め ま す。支 部 体 制 の 弱 体 化 の 懸 念 は 長 年 の 課 題 で あ り、引 き 続 き 後 継 者 育 成 と 人 材 発 掘 に 努 め る べ き と 考 え ま す。当 事 者 の 居 場 所 を 持 続 的 に 保 っ て い く た め の 具 体 的 対 策 を 審 議 し、実 行 し て い っ て く だ さ い。

2025 年 3 月 2 3 日 開 催 の 定 時 会 員 総 会 議 案 書 に 報 告 事 項 と し て 記 載 さ れ て い る 『2024 年 期 事 業 報 告』は、法 令 及 び 定 款 に 従 っ て、当 法 人 の 状 況 を 正 し く 表 示 し て い る こ と を 認 め ま す。

(2) 計算書類及びその附属明細書について

『2024 年 期 (第 14 期) 決 算 報 告 書』に あ る よ う に、2024 年 期 に か か わ る 計 算 書 類 及 び そ の 附 属 明 細 書 は、顧 問 税 理 士 か ら の 指 導 助 言 に 基 づ い て 作 成 さ れ て お り、当 法 人 の 財 産 及 び

損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることを認めます。

(3) 代表理事ならびに理事の職務執行について

平成30年から毎年、定時会員総会は正常に行われ、決算資料についても承認決議を得ています。2024年期中の理事会は、ビデオ会議を用いるなどの工夫により、概ね月1回の開催が行われました。継続を求めます。

なお、監査報告において重大な不正な行為または定款もしくは法令に違反すると指摘すべき事柄はありません。理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(4) 代表の法人ならびに理事会運営における独裁的権限および決定の有無について

代表が理事会の審議を経ずに法人の意志決定を行った事実は確認されていません。グループウェアの活用、ビデオ会議を利用した理事会の確実な定期開催など、代表の独裁を発生させない監視体制と意志決定プロセスが整備されていることを指摘します。法人ならびに理事会運営において、代表による特権的行為および独裁はないと認めます。

(5) 理事会決議について

当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項はありません。

以下余白